



山形県公報

平成20年4月1日(火)

号 外(10)

目 次

訓 令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令.....(人 事 課)... 1

訓 令

山形県訓令第18号

庁 中
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程(昭和28年12月県訓令第49号)の一部を次のように改正する。

別表第1 財産管理の項第1項中「である土地」を削り、「これ」を「行政財産である土地」に、「地上権」を「地上権若しくは地役権」に改め、同表財産管理の項第4項中「及び手数料」を「貸付料及び手数料」に改め、同項総合支庁長専決事項の欄中「使用料」を「使用料並びに普通財産及び行政財産の貸付料」に改め、同表財務の項第1項第2号総合支庁長専決事項の欄中「1億5,000万円」を「3億円」に改め、同表財務の項第20項第13号口総合支庁長専決事項の欄に次のように加える。

1件の予定金額が500万円以内のもの

別表第1 財務の項第20項第14号総合支庁長専決事項の欄中「もの」を「もの及び自動車以外の指定物品のうち予算の配当を受けたものの購入に係るもの」に改め、同号に備考として次のように加える。

総合支庁にあつては議会の議決に係るものを除く。

別表第1の備考第3項の表中

総務部改革推進室改革推進課、情報企画課	政策企画課長
総務部危機管理室各課	生活安全調整課長

を

総務部行政経営改革課	人事課長
総務部危機管理室各課	生活安全調整課長
政策推進部情報企画課	政策企画課長

に改め、同表右欄中

「

総合支庁産業経済部 産業企画課長

」を「

総合支庁産業経済部 産業経済企画課長

」に改める。

別表第2 総務部の項中

	課税に関する こと。		1 課税地の指 定に関するこ と。		を
--	---------------	--	-------------------------	--	---

	課税に関する こと。		1 課税地の指 定に関するこ と。	
危機管 理室生 活安全 調整課	生活関連物資等 の買占め及び売 惜しみに対する 緊急措置に関す る法律に関する こと。		1 第4条第1 項、第2項及 び第4項の規 定による売渡 しに係る指示、 命令及び裁定 に関すること。	
			1 第6条第3 項の規定によ る公表に関す ること。	
			2 第7条第1 項の規定によ る指定物資に 係る標準価格 に関すること。	
	国民生活安定緊 急措置法に関す ること。		3 第7条第2 項の規定によ る公表に関す ること。	
危機管 理室食 品安全 対策課		水道法に関する こと。	1 第6条第1 項の規定によ る水道事業の 認可に関する こと。	
			2 第10条の規 定による水道 事業の変更の 認可に関する こと。	
	3 第11条(第 31条において 準用する場合 を含む。)の規 定による事業 の休止又は廃 止の許可に関 すること。			

に改め、同表中

		4 第14条 第6項の規定による水道事業の供給条件の変更の認可に關すること。	
		5 第26条の規定による水道用水供給事業の認可に關すること。	
		6 第30条 第1項の規定による水道用水供給事業の変更の認可に關すること。	

「市町村課」を「政策推進部 市町村支援課」に改め、同表総務部の項市町村課の項市町村債に關すること。の

項部長専決事項の欄第1項中「許可」を「同意等」に改め、同部の項中
 「改革推進室情報企画課 改革推進室統計企画課」を「情報企画課 統計企画課」に改め、同部

の項危機管理室生活安全調整課の項及び危機管理室食品安全対策課の項を削る。

別表第2 健康福祉部の項健康福祉企画課の項及び長寿社会課の項中社会福祉法に關すること。の項を削る。

別表第2 農林水産部の項中

部内の共通専決事項	農林漁業金融公庫に關すること。		1 農林漁業金融公庫との資金あつ旋の協議に關すること。	
-----------	-----------------	--	-----------------------------	--

を

部内の共通専決事項	農林漁業金融公庫に關すること。		1 農林漁業金融公庫との資金あつ旋の協議に關すること。	
農政企画課	農業倉庫業法に關すること(別に定めるものを除く。)			1 第6条(第26条において準用する場合を含む。)の規定による認可に關すること。

に、

			2 第13条(第26条において準用する場合を含む。)の規定による認可に関すること。
	農業協同組合法に関すること(別に定めるものを除く。)		1 第44条第2項及び第4項の規定による定款の変更の認可及び届出の受理に関すること。

「農政企画課 卸売市場法に関すること。」を「卸売市場法に関すること。」に改め、同部の項経営安定対策課の項中農業倉庫

業法に関すること(別に定めるものを除く。)、の項及び農業協同組合法に関すること(別に定めるものを除く。)、の項を削り、同部の項農村計画課の項土地改良法に関すること。の項部長専決事項の欄中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を削り、同課の項山形県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則に関すること(別に定めるものを除く。)、の項を削り、同部の項森林課の項森林法に関すること。の項部長専決事項の欄第7項中「一般森林施業計画及び特定森林施業計画を含み、」を削り、同課の項林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に関すること。の項部長専決事項の欄第2項中「第4条第1項」を「第4条第1項及び第2項」に、「合理化計画」を「合理化計画(2以上の総合支庁の所管区域にわたるものに限る。)」に改め、同課の項林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令に関すること。の項部長専決事項の欄第2項中「合理化計画」を「合理化計画(2以上の総合支庁の所管区域にわたるものに限る。)」に改め、同表土木部の項管理課の項中

		11 第136条第1項の規定による代理人の指定に関すること。		を
--	--	--------------------------------	--	---

		11 第136条第1項の規定による代理人の指定に関すること。		
国土利用計画法に関すること。	1 第24条第1項の規定による勧告に関すること。	1 第28条第1項の規定による遊休土地の認定に関すること。		
	2 第26条の規定による公表に関すること。	2 第31条第1項の規定による勧告に関すること。		

		3 第32条第1項の規定による遊休土地の買取りの協議を行う者の決定に関する事 こと。	
国土利用計画法 施行令に関する こと。		1 第9条の規定による基準地の選定及び標準価格の判定に関する事 こと。	
景観法に関する こと。		1 第17条第4項の規定による期限の延長及び通知に関する事 こと。	
		2 第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定に関する事 こと。	
		3 第22条第1項の規定による景観重要建造物の現状変更の許可に関する事 こと。	
		4 第23条第2項の規定による景観重要建造物の原状回復に関する事 こと。	
		5 第27条第1項の規定による景観重要建造物の指定の解除に関する事 こと。	
		6 第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定に関する事 こと。	

	7 第31条第1項の規定による景観重要樹木の現状変更の許可に関すること。	
	8 第35条第1項及び第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除に関すること。	
	9 第38条の規定による管理協定の認可に関すること。	
	10 第45条の規定による報告に関すること。	
	11 第78条第2項の規定による報告等に関すること。	
	12 第83条第1項の規定による景観協定の認可に関すること。	
	13 第84条第1項の規定による景観協定の変更の認可に関すること。	
	14 第88条第1項の規定による景観協定の廃止の認可に関すること。	
	15 第90条第2項の規定による景観協定の認可に関すること。	
	16 第92条第1項の規定による景観整備機構の指定に関すること。	

に改め、同部の項都市計画課の項国土

		17 第95条第1項の規定による報告に関すること。	
		18 第95条第3項の規定による指定の取消しに関すること。	
山形県景観条例に関すること。		1 第8条の規定による景観形成重点地域の指定に関すること。	
		2 第16条第2項の規定による公表に関すること。	
		3 第16条第3項の規定による意見陳述に関すること。	
		4 第26条第1項の規定による眺望景観資産の指定に関すること。	
		5 第29条第1項の規定による景観回廊の指定に関すること。	

利用計画法に関すること。の項及び国土利用計画法施行令に関すること。の項を削り、同部の項河川砂防課の項河川法に関すること。の項部長専決事項の欄第2項を次のように改める。

2 第79条の規定による国土交通大臣の認可等を要する処分に係る認可等の申請に関すること。

別表第2 土木部の項河川砂防課の項河川法施行令に関すること。の項部長専決事項の欄第1項中「第45条第3号から第5号まで」を「第45条第5号」に改める。

別表第3 総務企画部の項総務課の項武器等製造法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄に次の1項を加える。

3 第29条第1項の規定による聴聞に関すること。

別表第3 総務企画部の項中 「企画振興課」 を 「地域支援課」 に改め、同部の項企画振興課の項地方税法に関するこ

と。の項を削り、同課の項中「地方自治法に関すること。」を「地方自治法に関すること（庄内総合支庁に限る。）」に改め、同課の項地方自治法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄及び総合支庁部長専決事項の欄を削り、同課の項地方自治法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第3項から第6項までを削り、同課の項地方自治法施行令に関すること。の項、住居表示に関する法律に関すること。の項、行政書士法に関すること。の項及び住民基本台帳法に関すること。の項を削り、同課の項中「山形縣市町村振興資金貸付規則に関すること。」を「山形縣市町村振興資金貸付規則に関すること（庄内総合支庁に限る。）」に改め、同課の項生活関連物資等の買

占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に関すること。の項、国民生活安定緊急措置法に関すること。の項、消費生活協同組合法に関すること(所管区域を越える区域を地域又は職域とする消費生活協同組合に係るものを除く。)。の項、山形県消費生活協同組合資金貸付規則に関すること(所管区域を越える区域を地域又は職域とする消費生活協同組合に係るものを除く。)。の項、不当景品類及び不当表示防止法に関すること。の項及びゴルフ

場等に係る会員契約の適正化に関する法律に関すること。の項を削り、同部の項中

企画振興課 (置賜総合支庁に限る。)	を	地域支援課 (置賜総合支庁に限る。)	に
-----------------------	---	-----------------------	---

改め、同表保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項生活保護法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第2項中「(第二種社会福祉事業に係るものに限る。)」を削り、同項の次に次の1項を加える。

- 3 第48条第3項の規定による保護施設の長の指導の制限及び禁止に関すること。
別表第3保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項社会福祉法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄中第5項を第8項とし、第4項を第7項とし、第3項の次に次の3項を加える。

- 4 第62条第2項の規定による許可(軽費老人ホーム、障害者支援施設、婦人保護施設及び事業授産施設に係るものに限る。)に関すること。
- 5 第63条第2項の規定による許可(軽費老人ホーム、障害者支援施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、婦人保護施設及び事業授産施設に係るものに限る。)に関すること。
- 6 第67条第2項の規定による施設を必要としない第一種社会福祉事業の許可に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項社会福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第2項中「及び障害者支援施設」を「、障害者支援施設、婦人保護施設及び事業授産施設」に改め、同欄第3項及び第4項中「及び知的障害者援護施設」を「、知的障害者援護施設、婦人保護施設及び事業授産施設」に改め、同欄中第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

- 5 第67条第1項の規定による施設を必要としない第一種社会福祉事業の届出の受理に関すること。
- 6 第68条の規定による施設を必要としない第一種社会福祉事業の許可を受けた者の事業の変更及び廃止の届出の受理に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項老人福祉法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄中第5項を削り、同課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第38項を第45項とし、第37項を第44項とし、第36項を第42項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 43 第115条の7第1項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する勧告に関すること。
別表第3保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第35項を第41項とし、第34項を第39項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 40 第113条の2第1項の規定による指定介護療養型医療施設に対する勧告に関すること。
別表第3保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第33項を第38項とし、第28項から第32項までを5項ずつ繰り下げ、第27項を第31項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 32 第103条第1項の規定による介護老人保健施設の運営改善勧告に関すること。
別表第3保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第26項を第30項とし、第25項を第28項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 29 第98条第1項第4号の規定による介護老人保健施設に関して広告できる事項の許可に関すること。
別表第3保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第24項を第27項とし、第23項を第26項とし、第22項を第24項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 25 第91条の2第1項の規定による指定介護老人福祉施設に対する勧告に関すること。
別表第3保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第21項を第23項とし、第18項から第20項までを2項ずつ繰り下げ、第17項を第18項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 19 第83条の2第1項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する勧告に関すること。
別表第3保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の

欄中第16項を第17項とし、第12項から第15項までを1項ずつ繰り下げ、第11項の次に次の1項を加える。

12 第76条の2第1項の規定による指定居宅サービス事業者に対する勧告に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項中

介護保険に関する こと。			1 指定居宅サ ービスに要す る費用の額の 算定に関する 基準(平成12 年厚生省告示 第19号)に基 づく届出の受 理に関するこ と。
-----------------	--	--	---

を

介護保険法施行 規則に関するこ と。			1 第15条第3 号に規定する 適合高齢者専 用賃貸住宅の 届出の受理に 関すること。
介護保険に関する こと。			1 指定居宅 サービスに要 する費用の額 の算定に関す る基準(平成 12年厚生省告 示第19号)に 基づく届出の 受理に関する こと。

に改め、同部の項環境課の項廃棄物の

処理及び清掃に関する法律に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄中第8項を第11項とし、第7項を第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 第20条の2第2項の規定による廃棄物再生事業者に係る届出及び登録の取消しに関すること。

別表第3保健福祉環境部の項環境課の項廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄中第6項を第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 第19条の6の規定による産業廃棄物の処分に係る生活環境の保全上の支障の除去等の措置命令に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項環境課の項廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第12条の6第3項の規定による産業廃棄物の適正な処理に関する事業者等への勧告に係るとるべき措置の命令に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項環境課の項廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項及び第2項中「及び焼却施設」を「焼却施設及び県内に事務所又は事業場を有しない者が設置する移動式の施設」に改め、同欄中第18項を第21項とし、第14項から第17項までを3項ずつ繰り下げ、同欄第13項中「最終処分場及び焼却施設」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設及び県内に事務所又は事業場を有しない者が設置する移動式の施設」に改め、同項を同欄第16項とし、同欄中第9項から第12項までを3項ずつ繰り下げ、同欄第8項中「事業廃止」を「事業廃止等」に改め、同項を同欄第11項とし、同欄中第7項を第10項とし、第6項を第7項とし、同項の次に次の2項を加える。

8 第12条の6第1項の規定による産業廃棄物の適正な処理に関する事業者等への勧告に関すること。

9 第12条の6第2項の規定による産業廃棄物の適正な処理に関する事業者等への勧告に従わない者の公表に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項環境課の項廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第9条第6項(第15条の2の5第3項で準用する場合を含む。)の規定による欠格要件の届出の受理に関すること(最終処分場及び焼却施設並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2に規定する処理施設並びに県内に事務所又は事業場を有しない者が設置する移動式の施設に係るものを除く。)

別表第3保健福祉環境部の項環境課の項廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄に次の3項を加える。

- 1 第12条の3第6項の規定による産業廃棄物管理票に関する報告書の受理に関すること。
- 2 第12条の3第7項の規定による産業廃棄物管理票交付者が講ずべき措置に関する報告の受理に関すること。
- 3 第12条の5第10項の規定による電子情報処理組織使用事業者が講ずべき措置に関する報告の受理に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項環境課の項廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に関すること(県内に事務所又は事業場を有する者に係るものに限る。)。の項総合支庁部長専決事項の欄第3項中「第12条の7第5項」を「第12条の7の7第5項」に、「最終処分場及び焼却施設」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設及び県内に事務所又は事業場を有しない者が設置する移動式の施設」に改め、同課の項ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄に次の1項を加える。

1 第16条第1項の規定による改善命令に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項環境課の項ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第5条」を「第6条」に改め、同部の項保健企画課の項薬事法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第16項中「製造業者」を「製造業者並びに医療機器修理業者」に改め、同欄に次の1項を加える。

19 第77条の6の規定による特定医療機器(承認取得者及び選任製造販売業者に係るものを除く。)に係る記録等の事務に関する指導及び助言に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項地域保健予防課の項感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第5項中「第26条において準用する」及び「(結核に係るものに限る。)」を削り、同欄中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、同欄第11項の次に次の1項を加える。

12 第47条の規定による移送に関すること。

別表第3産業経済部の項中「

商工労働観光課

」を「

産業経済企画課

」に改め、同部の項商工労働観光課の項中「火災共済協同組合」を「事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会のうち共済事業を行うもの並びに火災共済協同組合並びに中小企業団体中央会」に改め、同課の項中小企業等協同組合法に関すること(火災共済協同組合に係るものを除く。)。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「許可」を「認可」に改め、同欄第3項中「第63条第3項」を「第66条第1項」に改め、同課の項中小企業等協同組合法に関すること(火災共済協同組合に係るものを除く。)。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第48条」を「第48条(第69条第1項において準用する場合を含む。)」に改め、同欄第4項中「第105条の4」を「第105条の4第1項」に、「検査等」を「検査」に改め、同項を同欄第7項とし、同欄中第3項を第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 第105条の3第2項の規定による報告の徴収に関すること。

別表第3産業経済部の項商工労働観光課の項中小企業等協同組合法に関すること(火災共済協同組合に係るものを除く。)。の項総合支庁部長専決事項の欄第2項の次に次の2項を加える。

3 第57条の5ただし書の規定による余裕金運用の特例の認可に関すること。

4 第69条第3項の規定による意見の陳述に関すること。

別表第3産業経済部の項商工労働観光課の項中小企業等協同組合法に関すること(火災共済協同組合に係るものを除く。)。の項総合支庁課長専決事項の欄第5項中「第105条の3」を「第105条の3第1項」に改め、同項を同欄第6項とし、同欄第4項中「第105条の2」を「第105条の2第1項」に改め、同項を同欄第5項とし、同欄中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第96条第5項の規定による解散の登記の嘱託に関すること。

別表第3産業経済部の項農業振興課の項農業倉庫業法に関すること(所管区域を超える区域を地区とする農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う農業倉庫業に係るものを除く。)、の項総合支庁長専決事項の欄中第1項を削り、同課の項農業協同組合法に関すること(所管区域を超える区域を地区とする農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人に係るものを除く。)、の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「第47条及び第58条」を「第58条第4項及び第165条第1項」に、「解除」を「終了」に改め、同課の項農業協同組合法に関すること(所管区域を超える区域を地区とする農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人に係るものを除く。)、の項総合支庁部長専決事項の欄中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同欄第5項中「第23条に規定する管理方法変更の決定及び信託法第46条に規定する受託者の辞任の許可」を「第57条第2項に規定する受託者の辞任の許可及び同法第150条第1項に規定する管理方法変更の命令」に改め、同項を同欄第4項とし、同欄中第6項から第11項までを1項ずつ繰り上げ、同課の項農業協同組合法に関すること(所管区域を超える区域を地区とする農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人に係るものを除く。)、の項総合支庁課長専決事項の欄第7項中「第188条第1項第19号」を「第231条第1項第19号」に改め、同課の項農業協同組合法施行規則に関すること(所管区域を超える区域を地区とする農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人に係るものを除く。)、の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第169条第7項」を「第202条第7項」に改め、同欄第2項中「第173条第2項」を「第206条第2項」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 第232条第5項の規定による事業計画書の提出の延期の承認に関すること。

別表第3産業経済部の項農業振興課の項農業災害補償法に関すること(農業共済組合に係るものにあつては、主たる事務所が所管区域内にある農業共済組合に係るものに限る。)、の項総合支庁長専決事項の欄中第3項を削り、

同課の項中	「	農業災害補償法施行令に関する こと(農業共済 組合に係るもの にあつては、主 たる事務所が所 管区域内にある 農業共済組合に 係るものに限 る。)	1 第2条の4 第1項の規定 による承認に 関すること。	1 第2条の4 第2項及び第 4項の規定に よる報告の受 理に関するこ と。	を
	」				

同課の項中	「	農業災害補償法 施行令に関する こと(農業共済 組合に係るもの にあつては、主 たる事務所が所 管区域内にある 農業共済組合に 係るものに限 る。)	1 第2条の4 第1項の規定 による承認に 関すること。	1 第2条の4 第2項及び第 4項の規定に よる報告の受 理に関するこ と。	に改め、同課の項農地法に関するこ と。
		卸売市場法に関 すること。		1 第66条第1 項の規定によ る立入検査等 に関するこ と。	
		山形県卸売市場 条例に関するこ と。		1 第25条第3 項の規定によ る立入検査等 に関するこ と。	
	」				

山形県地域食品 認証規則に 関すること。		1 第4条第2 項の規定によ る認証の取消 し等に関する こと。	1 第3条第2 項の規定によ る認証等に関 すること。
			2 第4条第1 項の規定によ る指導点検に 関すること。

と。の項総合支庁部長専決事項の欄中第13項を第14項とし、第12項を削り、第11項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 第75条の9の規定による貸借の解除に係る承認に關すること。

別表第3 産業経済部の項農業振興課の項農地法に關すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第10項中「裁定」を「裁定(第75条の7第2項において準用する場合を含む。)」に改め、同項の次に次の1項を加える。

11 第75条の7第1項の規定による存続期間の更新等に係る承認に關すること。

別表第3 産業経済部の項農業振興課の項中

飼料の安全性の 確保及び品質の 改善に関する法 律に關すること。			1 第50条第2 項から第4項 までの規定に よる届出の受 理に關すること。
---	--	--	--

を

農地法に關する こと(庄内総合 支庁を除く。)		1 第78条第2 項の規定によ る土地等の管 理に關すること。	
農地法に關する こと(庄内総合 支庁に限る。)		1 第78条第2 項の規定によ る土地等の管 理に關すること(旧自作農 創設特別措置 法(以下「措 置法」とい う。)及び旧自 作農創設特別 措置法及び農 地調整法の適 用を受けるべ き土地の譲渡 に關する政令 (以下「譲渡 令」という。) に係るものを 除く。)	

に改め、同課の項家畜取引法に關する

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に関すること。			1 第50条第2項から第4項までの規定による届出の受理に関すること。
-------------------------------	--	--	------------------------------------

こと。の項総合支庁課長専決事項の欄中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第7条第2項の規定による登録しない理由の通知に関すること。

別表第3 産業経済部の項農業振興課(庄内総合支庁を除く。)の項水産業協同組合法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第2項中「第63条」を「第63条(第86条第3項において準用する場合を含む。)」に改め、同欄第3項中「第66条の2」を「第66条の2(第86条第3項において準用する場合を含む。)」に改め、同欄第4項中「第68条第2項」を「第68条第2項(第86条第4項において準用する場合を含む。)」に改め、同欄第5項中「第69条」を「第69条(第86条第4項において準用する場合を含む。)」に改め、同欄中第11項を第12項とし、第7項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 第117条第2項の規定による登記の嘱託(漁業生産組合に係るものに限る。)に関すること。

別表第3 産業経済部の項農業振興課(庄内総合支庁を除く。)の項水産業協同組合法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄に次の1項を加える。

13 第126条の2第1項の規定による許可等の条件の付与等(この項の総合支庁長、総合支庁部長及び総合支庁課長専決事項の欄に規定する許可等に係るものに限る。)に関すること。

別表第3 産業経済部の項農業振興課(庄内総合支庁を除く。)の項水産業協同組合法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第3項中「第65条第1項及び第2項」を「第65条第1項及び第2項(第68条第3項において準用する場合を含む。)」に改め、同欄第6項中「第121条」を「第120条」に改め、同部の項農村計画課の項土地改良法に関すること(農村整備課で所掌するものを除く。)。の項総合支庁部長専決事項の欄中第16項を第17項とし、第7項から第15項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 第56条第4項の規定による農業用排水施設の管理に係る協議の裁定に関すること。

別表第3 産業経済部の項農村計画課の項土地改良法に関すること(農村整備課で所掌するものを除く。)。の項総合支庁部長専決事項の欄に次の1項を加える。

18 第134条の規定による違反行為に対する措置等に関すること。

別表第3 産業経済部の項農村計画課の項中

	2 第5条の規定による土地改良財産の補償に代える譲与に関すること。			を
--	-----------------------------------	--	--	---

	2 第5条の規定による土地改良財産の補償に代える譲与に関すること。		
--	-----------------------------------	--	--

山形県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則に關すること。	1 第13条ただし書の規定による土地改良財産の処分制限の解除の承認に關すること。		
	2 第16条の規定による土地改良財産の譲与契約の解除に關すること。		

に改め、同部の項農村整備課、西村山

農村整備課、北村山農村整備課及び西置賜農村整備課(最上総合支庁の農村計画課を含む。)の項山形県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則に關すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第11条の規定による土地改良財産の管理委託の取消しに關すること。

別表第3 産業經濟部の項中

	登記に關すること。			1 県営土地改良事業に係る登記業務の囑託に關すること。
--	-----------	--	--	-----------------------------

を

	登記に關すること。			1 県営土地改良事業に係る登記業務の囑託に關すること。
農村整備課(庄内総合支庁に限る。)	農地法に關すること。		1 第78条第2項による土地等の管理に關すること(措置法及び譲渡令に係るものに限る。)	

に改め、同部の項水産課の項

水産業協同組合法に關すること。の項総合支庁長専決事項の欄第2項中「第63条」を「第63条(第86条第3項において準用する場合を含む。)」に改め、同欄第3項中「第66条の2」を「第66条の2(第86条第3項において準用する場合を含む。)」に改め、同欄第4項中「第68条第2項」を「第68条第2項(第86条第4項において準用する場合を含む。)」に改め、同欄第5項中「第69条」を「第69条(第86条第4項において準用する場合を含む。)」に改め、同欄中第11項を第12項とし、第7項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 第117条第2項の規定による登記の囑託(漁業生産組に係るものに限る。)に關すること。

別表第3 産業經濟部の項水産課の項水産業協同組合法に關すること。の項総合支庁長専決事項の欄に次の1項を加える。

13 第126条の2第1項の規定による許可等の条件の付与等(この項の総合支庁長、総合支庁部長及び総合支庁課長専決事項の欄に規定する認可等に係るものに限る。)に關すること。

別表第3 産業經濟部の項水産課の項水産業協同組合法に關すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第3項中「第65条第1項及び第2項」を「第65条第1項及び第2項(第68条第3項において準用する場合を含む。)」に改め、

同欄第6項中「第121条」を「第120条」に改め、同課の項漁業協同組合等の信用事業に関する命令に関すること。
の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第1条第1項」を「第5条第4項」に改め、同欄第2項中「第2条第3項」を「第51条第3項第3号から第13号まで」に改め、同欄第3項を削り、同課の項漁業法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄中第10項を第25項とし、第9項を第24項とし、第8項を第22項とし、同項の次に次の1項を加える。

23 第120条の規定による許可に関すること。

別表第3産業経済部の項水産課の項漁業法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄中第7項を第21項とし、第6項を第13項とし、同項の次に次の7項を加える。

14 第37条第1項の規定による漁業権の取消し(海面に係るものに限る。)に関すること。

15 第38条第1項の規定による漁業権の取消し(海面に係るものに限る。)に関すること。

16 第38条第3項の規定による漁業権の取消し(海面に係るものに限る。)に関すること。

17 第39条の規定による漁業権の変更、取消し又は漁業権行使の停止の命令(海面に係るものに限る。)に関すること。

18 第40条の規定による免許の取消し(海面に係るものに限る。)に関すること。

19 第50条の規定による免許漁業原簿の登録(海面に係るものに限る。)に関すること。

20 第67条第3項の規定による海区漁業調整委員会の指示に係る必要な指示に関すること。

別表第3産業経済部の項水産課の項漁業法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄中第5項を第9項とし、同項の次に次の3項を加える。

10 第27条第1項の規定による届出の受理(海面に係るものに限る。)に関すること。

11 第34条第4項の規定による制限又は条件の付加(海面に係るものに限る。)に関すること。

12 第35条の規定による届出の受理(海面に係るものに限る。)に関すること。

別表第3産業経済部の項水産課の項漁業法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄中第4項を第8項とし、第3項を第7項とし、第2項を第4項とし、同項の次に次の2項を加える。

5 第14条第4項(同条第7項及び第10項において準用する場合を含む。)の規定による認可(海面に係るものに限る。)に関すること。

6 第21条第2項の規定による期間の指定(海面に係るものに限る。)に関すること。

別表第3産業経済部の項水産課の項漁業法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄中第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

1 第5条第2項の規定による代表者の指定(海面に係るものに限る。)に関すること。

2 第8条第6項の規定による認可(海面に係るものに限る。)に関すること。

別表第3産業経済部の項水産課の項漁業法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄に次の1項を加える。

26 第124条の規定による土地及び土地の定着物の使用権設定協議に関すること。

別表第3産業経済部の項水産課の項漁業法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 第12条の規定による諮問(海面に係るものに限る。)に関すること。

別表第3産業経済部の項水産課の項漁業法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄に次の1項を加える。

5 第72条の規定による漁場又は漁具の標識の措置命令に関すること。

別表第3産業経済部の項水産課の項山形県漁港管理条例に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第2項中「ものとし、承認及び許可の取消しを除く」を削り、同項を同欄第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 第8条第1項の規定による陸揚輸送区域等の区域指定に関すること。

別表第3産業経済部の項水産課の項山形県漁港管理条例に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 第6条第1項の規定による船舶停けい泊禁止区域の指定に関すること。

別表第3産業経済部の項水産課の項漁船法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄に次の2項を加える。

1 第7条の規定による許可の取消しに関すること。

2 第10条第1項、第12条第3項、第13条、第17条第1項及び第21条の規定による登録の申請等に係る山形県手数料条例に定める手数料の減免に関すること。

別表第3産業経済部の項水産課の項漁船損害等補償法に関すること。の項を削り、同課の項海岸法に関すること(庄内総合支庁建設部建設総務課及び港湾事務所に係るものを除く。)。の項総合支庁長専決事項の欄に次の1項を加える。

1 第12条第1項から第3項まで(第37条の8において準用する場合を含む。)の規定による監督処分(許可の取消しに限る。)に関する事。

別表第3 産業経済部の項水産課の項漁業災害補償法に関する事。の項を削り、同課の項遊漁船業の適正化に関する法律に関する事。の項総合支庁長専決事項の欄に次の1項を加える。

2 第23条の規定による遊漁船業団体の指定の取消しに関する事。

別表第3 産業経済部の項水産課の項遊漁船業の適正化に関する法律に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄に次の2項を加える。

2 第20条の規定による遊漁船業団体の指定に関する事。

3 第22条の規定による改善命令に関する事。

別表第3 産業経済部の項水産課の項遊漁船業の適正化に関する法律に関する事。の項総合支庁課長専決事項の欄中第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項を第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 第10条の規定による登録の抹消に関する事。

別表第3 産業経済部の項水産課の項遊漁船業の適正化に関する法律に関する事。の項総合支庁課長専決事項の欄中第3項を第4項とし、第2項中「届出の受理」を「変更の届出の受理及び変更内容の登録」に改め、同項を同欄第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 第6条第1項の規定による遊漁船業者の登録の拒否に関する事。

別表第3 産業経済部の項森林整備課の項森林組合法に関する事(所管区域を超える区域を地区とする森林組合及び生産森林組合並びに森林組合連合会に係るものを除く。)。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「第47条及び第58条」を「第58条第4項及び第165条第1項」に、「解除」を「終了」に改め、同課の項森林組合法に関する事(所管区域を超える区域を地区とする森林組合及び生産森林組合並びに森林組合連合会に係るものを除く。)。の項総合支庁部長専決事項の欄第2項中「第22条第1項ただし書、第23条及び第46条」を「第57条第2項及び第150条第1項」に改め、同課の項林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄に次の1項を加える。

2 第4条第1項及び第2項の規定による合理化計画(所管区域外にわたるものを除く。)の認定に関する事。

別表第3 産業経済部の項森林整備課の項林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄に次の1項を加える。

2 第4条第1項及び第3項の規定による合理化計画(所管区域外にわたるものを除く。)の変更の認定及び認定の取消しに関する事。

別表第3 産業経済部の項森林整備課の項中山形県林業機械貸付規則に関する事。の項を削り、同課の項分収造林契約に関する事。の項第1項中「独立行政法人緑資源機構」を「独立行政法人森林総合研究所」に改め、同課の項中立木の処分に関する事。の項を削り、別表第3 建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項建設業法に関する事。の項総合支庁長専決事項の欄第3項中「(同条第1項第6号に該当する場合を除く。)」を削り、同課の項道路法に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄第3項中「、地下通路」を削り、「、石油管」を「及び石油管」に改め、「及び高圧ガス管」を削り、同欄第9項中「(同項第1号及び第2号に掲げる場合に限る。)」及び「聴聞及び」を削り、同欄に次の1項を加える。

12 第94条第1項の規定による返還(国有地に係るものを除く。)&及び同条第3項の規定による供託に関する事。

別表第3 建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項都市公園法に関する事。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「第27条第1項及び第2項」を「第27条第1項から第3項まで」に改め、同欄に次の1項を加える。

2 第28条第1項の規定による監督処分に伴う損失の補償に関する事。

別表第3 建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項海岸法に関する事(庄内総合支庁に限り、水産課及び港湾事務所に係るものを除く。)。の項総合支庁長専決事項の欄に次の1項を加える。

1 第12条第1項から第3項まで(第37条の8において準用する場合を含む。)の規定による監督処分(許可の取消しに限る。)に関する事。

別表第3 建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項河川法に関する事。の項総合支庁長専決事項の欄に次の1項を加える。

1 第75条第1項から第3項までの規定による監督処分に関する事。

別表第3 建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項河川法に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄に次の1項を加える。

14 河川法施行法第18条の規定によりなお効力を有することとされる旧河川法第44条ただし書の規定による廃川敷地等の下付に関する事。

別表第3建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項砂利採取法に関する事。の項総合支庁長専決事項の欄に次の3項を加える。

- 1 第26条の規定による認可の取消し等に関する事。
- 2 第38条の規定による聴聞の特例(第26条の規定による処分に係るものに限る。)に関する事。
- 3 第39条の規定による不服申立ての手續における意見の聴取(第26条の規定による処分に係るものに限る。)に関する事。

別表第3建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項砂利採取法に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄中第7項を第9項とし、第6項を第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 8 第36条第2項の規定による河川管理者への通報に関する事。

別表第3建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項砂利採取法に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第31条の規定による認可の条件に関する事。

別表第3建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に関する事。の項総合支庁長専決事項の欄に次の1項を加える。

- 1 第8条第1項の規定による制限行為の許可の取消しに関する事。

別表第3建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄に次の3項を加える。

- 2 第10条第1項及び第2項の規定による急傾斜地崩壊防止工事の施行命令に関する事。
- 3 第11条の規定による改善命令に係る立入検査に関する事。
- 4 第26条の規定による報告の徴収に関する事。

別表第3建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に関する事。の項総合支庁課長専決事項の欄に次の2項を加える。

- 1 第7条第3項の規定による制限行為の届出の受理に関する事。
- 2 第13条第1項の規定による都道府県以外の者が施行する工事の届出の受理に関する事。

別表第3建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項電線共同溝の整備等に関する特別措置法に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄中第7項を第10項とし、第6項を第9項とし、第5項を第6項とし、同項の次に次の2項を加える。

- 7 第16条第2項の規定による工事の中止命令等に関する事。
- 8 第17条第1項の規定による工事の中止命令等に関する事。

別表第3建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項電線共同溝の整備等に関する特別措置法に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項中「勧告」を「勧告、同条第3項の規定による協議」に、「第4項」を「同条第4項」に改め、同項を同欄第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 1 第3条第1項の規定による指定に関する事。

別表第3建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項電線共同溝の整備等に関する特別措置法に関する事。の項総合支庁課長専決事項の欄に次の2項を加える。

- 1 第3条第2項の規定による意見の聴取及び同条第4項の規定による公示に関する事。
- 2 第8条第2項の規定による公示に関する事。

別表第3建設部の項道路課、道路計画課、西村山道路計画課、北村山道路計画課及び西置賜道路計画課の項道路法に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄中第10項を第17項とし、第9項を第16項とし、第8項を第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 第72条第1項の規定による損失の補償、同条第2項の規定による協議及び同条第3項の規定による負担命令に関する事。

別表第3建設部の項道路課、道路計画課、西村山道路計画課、北村山道路計画課及び西置賜道路計画課の項道路法に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄中第7項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 第67条の2第1項及び第5項の規定による長時間放置された車両の移動に関する事。

別表第3建設部の項道路課、道路計画課、西村山道路計画課、北村山道路計画課及び西置賜道路計画課の項道路

法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第6項中「第47条の3」を「第47条の3第2項」に改め、同項を同欄第8項とし、同項の次に次の3項を加える。

- 9 第48条の17第1項の規定による協定の締結に関すること。
- 10 第54条の2第1項の規定による協議に関すること。
- 11 第55条第1項の規定による協議に関すること。

別表第3建設部の項道路課、道路計画課、西村山道路計画課、北村山道路計画課及び西置賜道路計画課の項道路法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第5項を第7項とし、第1項から第4項までを2項ずつ繰り下げ、第3項の前に次の2項を加える。

- 1 第19条の2第1項の規定による協議に関すること。
- 2 第20条第1項の規定による協議に関すること。

別表第3建設部の項道路課、道路計画課、西村山道路計画課、北村山道路計画課及び西置賜道路計画課の項道路法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄に次の4項を加える。

- 1 第19条の2第5項の規定による公示に関すること。
- 2 第20条第6項の規定による公示に関すること。
- 3 第48条の18第1項の規定による公告並びに同条第3項及び第4項の規定による公示等に関すること。
- 4 第67条の2第2項の規定による意見の聴取及び同条第4項の規定による告知等に関すること。

別表第3建設部の項道路課、道路計画課、西村山道路計画課、北村山道路計画課及び西置賜道路計画課の項中

道路交通法に関すること。		1 第110条の2第3項の規定による特定の交通の規制等について県公安委員会に対しての意見に関すること。	
--------------	--	---	--

を

道路交通法に関すること。		1 第110条の2第3項の規定による特定の交通の規制等について県公安委員会に対しての意見に関すること。	
電線共同溝の整備等に関する特別措置法に関すること。		1 第17条第2項の規定による損失の補償及び同条第3項の規定による協議に関すること。	
道路法施行令に関すること。			1 第30条の3第2項の規定による保管車両一覽簿の備え付け及び閲覧に関すること。

に改め、同課の項車両制限令に関する

			2 第30条の4の規定による長時間放置された車両の返還に関する事
--	--	--	----------------------------------

こと。の項総合支庁部長専決事項の欄中第2項を第4項とし、第1項中「第7条第1項」を「第7条第1項及び第2項」に改め、同項を同欄第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

- 1 第5条第1項及び第3項の規定による指定に関する事。
- 2 第6条第1項の規定による指定に関する事。

別表第3 建設部の項中	河川砂防課、西村山河川砂防課、北村山河川砂防課及び西置賜河川砂防課	砂防法に関する事。		1 第23条第1項の規定による土地の立入り、土地の使用及び障害物の除去に関する事。	を

	道路管理者の意見聴取に関する省令に関する事。			1 第1条第2項及び第3項の規定による同意（管内の区域に係るものに限る。）に関する事。	に改め、同部の項建築課の項
				2 第2条第1項及び第3項の規定による意見書の提出（管内の区域に係るものに限る。）に関する事。	
河川砂防課、西村山河川砂防課、北村山河川砂防課及び西置賜河川砂防課	砂防法に関する事。		1 第23条第1項の規定による土地の立入り、土地の使用及び障害物の除去に関する事。		

建築基準法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄に次の1項を加える。

1 第9条第9項の規定による命令の取消しに関すること。

別表第3建設部の項建築課の項建築基準法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄中第23項を第29項とし、第2項から第22項までを6項ずつ繰り下げ、同欄第1項の次に次の6項を加える。

2 第9条第1項、第7項及び第10項の規定による建築物の工事の施工の停止、使用禁止及び使用制限に係る命令に関すること。

3 第9条第2項の規定による通知書の交付に関すること(建築物の施工の停止、使用制限又は使用禁止を命令しようとする場合に限る。)

4 第9条第5項の規定による意見の聴取に関すること(建築物の施工の停止、使用制限又は使用禁止を命令しようとする場合に限る。)

5 第9条第5項(第10条第2項、第3項、第90条第3項及び第90条の2第1項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取に係る公告に関すること(建築物の工事の施工の停止、使用禁止又は使用制限を命令しようとする場合に限る。)

6 第10条第1項の規定による建築物の使用中止及び使用制限に係る勧告に関すること。

7 第10条第2項及び第3項の規定による建築物の使用中止及び使用制限に係る命令に関すること。

別表第3建設部の項建築課の項建築士法に関すること(庄内総合支庁に限る。)。の項総合支庁課長専決事項の欄に次の1項を加える。

1 第26条の2第1項の規定による報告の徴収等に関すること。

別表第3建設部の項建築課の項山形県特定優良賃貸住宅条例に関すること。の項及び山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則に関すること。の項を削り、同課の項高齢者の居住の安定確保に関する法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第7条の規定による登録の拒否及び通知に関すること。

別表第3建設部の項建築課の項中「山形県福祉のまちづくり条例」を「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に改め、同課の項中

目的外使用許可に関すること。	1 県営住宅及び共同施設の敷地の目的外使用許可及び貸付けに関すること(県営住宅の入居者が保有する自動車の保管を目的とする場合に限る。)	を
----------------	---	---

目的外使用許可に関すること。	1 県営住宅及び共同施設の敷地の目的外使用許可及び貸付けに関すること(県営住宅の入居者が保有する自動車の保管を目的とする場合に限る。)	
----------------	---	--

景観法に関する こと。		1 第16条第1 項の規定によ る届出に関す ること。	
		2 第16条第2 項の規定によ る変更の届出 に 関 す る こ と。	
		3 第16条第5 項の規定によ る通知に関す ること。	

に改め、同部の項港湾事務所の項海岸

法に關すること(水産課及び庄内総合支庁建設部建設総務課に係るものを除く。)の項総合支庁長専決事項の欄に次の1項を加える。

- 1 第12条第1項から第3項まで(第37条の8において準用する場合を含む。)の規定による監督処分(許可の取消しに限る。)に關すること。

別表第3建設部の項庄内空港事務所の項中

			6 第14条の規 定による公園 施設の設置等 に關する届出 の受理に關す ること。
--	--	--	--

を

			6 第14条の規 定による公園 施設の設置等 に關する届出 の受理に關す ること。
航空法に關する こと。			1 第49条第1 項の規定によ る水平表面の 上に出る高さ の仮設物の承 認に關するこ と。

に改め、同部の項庄内空港事務所の項

中山形県空港管理条例に關すること。の項を削る。

別表第4第3号の表(児童相談所長の専決事項)の項中第2項を削り、同表(職業能力開発専門校長(庄内職業能力開発センター所長を含む。))の専決事項)の項中第2項を削り、第3項を第2項とし、(職業能力開発専門校長(庄内職業能力開発センター所長を含む。))の専決事項)の項の次に次の1項を加える。

(農業大学校長の専決事項)

- 1 別に指定する補助金を交付すること。

別表第4第3号の表(森林研究研修センター所長の専決事項)の項第3項中「交付金」を「補助金」に改め、同表(土木部所管の出先機関の長の共通専決事項)の項を削り、同表(山形空港事務所長の専決事項)の項を次のように改める。

(山形空港事務所長の専決事項)

- 1 1件の設計金額が1億円以内（建築工事については5,000万円以内）の競争入札に係る工事（主務部長が指名する工事を除く。）及び1件の設計金額が500万円以内の随意契約に係る工事（主務部長が指定する工事を除く。）を施行すること（設計変更の結果これらの金額を超えることとなる場合を含む。）
- 2 歳出予算の節の区分のうち配当替えを受けた額の範囲内で、次に掲げる支出負担行為をすること。
 - (1) 委託料のうち、1件の予定金額が、4,000万円以内の工事に係る調査、設計及び測量の委託に係るもの（設計変更の結果4,000万円を超えることとなるものを含む。）
 - (2) 使用料及び賃借料のうち、1件の予定金額が、500万円以内の用地（土地改良財産の敷地を含む。）及び工事に要する物件の借入に係るもの
 - (3) 原材料費のうち、1件の設計金額が500万円以内の工事材料費（設計変更の結果500万円を超えることとなるものを含む。）
 - (4) 公有財産購入費のうち、1件の予定金額が1億円以内の工事用土地の取得（議会の議決に係るものを除く。）に係るもの
 - (5) 補償、補填及び賠償金のうち、1件の予定金額が1億円以内の用地及び物件の取得（議会の議決に係るものを除く。）及び使用に伴う補償に係るもの
- 3 別表第3建設部建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項請負契約に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄に掲げる事項（本庁の土木部所管に係るものに限る。）に関すること。
- 4 航空法第49条第1項の規定による水平表面の上に出る高さの仮設物の承認に関すること。

別表第5の表中 「職員研修所」 を 「職員育成センター」 に改め、同表中

産業創造支援センター		副所長			を
大阪事務所		副所長			に、
名古屋事務所		副所長			
高度技術研究開発センター		副所長	主務課長		を
大阪事務所		副所長			に、
高度技術研究開発センター		副所長	主務課長		
庄内職業能力開発センター		主務課長			を
庄内職業能力開発センター		主務課長			に、
農業大学校	教務に関する事務	副校長	教授		
	その他の事務	事務局長	総務課長		

農業大学校	教務に関する事務	副校長	教授		を
	その他の事務	事務局長	総務課長		
病虫害防除所		次長	知事の承認を得て所長が指定する職員		」
病虫害防除所		次長	知事の承認を得て所長が指定する職員		に、
ダム建設事務所		主務課長			を
山形空港事務所		副所長	主務課長		」
山形空港事務所		副所長	主務課長		に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第2 土木部の項管理課の項景観法に関すること。の項及び山形県景観条例に関すること。の項並びに別表第3 建設部の項建築課の項景観法に関すること。の項の改正規定は、平成20年7月1日から施行する。

平成20年4月1日印刷
平成20年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056